



「野村テンプレトン・トータル・リターン」

分散投資規制への対応と 実質的な信託報酬率の変更について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「野村テンプレトン・トータル・リターン」は、2020年8月の目論見書改訂におきまして、実質的にご負担いただく信託報酬率※の記載を変更しましたので、お知らせいたします。

※ 実質的にご負担いただく信託報酬率とは、信託報酬に、ファンドが投資対象とする外国投資証券の信託報酬を加えた概算値です。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

分散投資規制への対応について

ファンドは、2019年7月に、一般社団法人投資信託協会が定める信用リスク集中回避のための投資制限（分散投資規制）へ対応する約款変更を行ないました。

当該変更への対応のため、主要投資対象に「FTIF - テンプレトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド」と同様の運用方針であり、分散投資規制に即した運用を行なう外国投資法人である「FTSIF - テンプレトン・グローバル・トータル・リターン SIF」（以下、FTSIFといいます。）を追加しました。パフォーマンスへの影響を抑えるために徐々に入れ替えを行なって参りましたが、2020年7月をもって「FTSIF」への入れ替えが完了いたしました。

実質的にご負担いただく信託報酬率の変更について

従来、実質的にご負担いただく信託報酬率は年1.806%～年1.841%程度（税込）としておりましたが、「FTSIF」のみとなったため、2020年8月の目論見書改訂で記載を下記の通り変更いたしました。

<実質的にご負担いただく信託報酬率>

従来の目論見書	年1.806%～年1.841%程度（税込）
今回の目論見書 （2020年8月1日使用開始）	年1.806%程度（税込）